



復  
帝 神

勅  
五  
憲  
法

和  
譯  
全

73  
6352





7 3  
6352

### 教部省旨

一敬神  
未開先神 正開天神 九地六地 守護國家  
 已開神祇 地祇真神  
 神事

一天理  
純天二理 陰陽中人 齋清和人 常倫和人  
 中和

一皇朝  
神武帝來 仁恩謝德 天改正上 布告治下  
 皇事

須欽令體認遵奉之事

### 和字五憲法序

去五味均平藏

五憲法者皇國之梁柱也不可  
 不修理乃吾門神阿志厚於書  
 旨選其科注今又刻之可謂  
 學事之脩理也夫武此舉也  
 位此誰不隨其右乎亦加之序

五憲法序







買す。取らぬ。何ぞ選用の卓見なるん。蓋し大

日本八。國紀の根本多擧ぐる。年々。偏儒

武政の垣を越え。林道春。惟儒武政の執政と

心算。よ。徳者。秦能始。皇帝。儒公

字。懐。も。志を物。年。び。て

復古。も。人力をもて。燧。も。や。彼

玉の。も。天下の。も。志。も。大日本記。十

事紀。序。選。も。三。古。事。紀。

選。も。三。古。事。紀。

序云。今智旧辞とハ。大日本事記を。又序云。正先記之。謬錯と。日本記中。既  
議集記中。安万侶の見。不谷と。凡。六。家。能。記。録。と。凡。七。十。上。と。凡。  
か。又。知。人。の。口。傳。と。記。す。と。凡。八。十。年。に。お。か。さ。れ。り。是。  
皇太子の傳を。選用  
ひ。と。唱。け。け。し。 三十卷日本紀  
本紀。も。皆。是。と。選。選。を。能。記。録。と。凡。七。十。上。と。凡。  
り。加。其。末。の。み。を。と。り。て。此。本。記。撰。び。し。る。也。以。も。也  
上。之。場。也。乃。天。運。正。に。王。政。復。古。能。御。世。と。る。り。旧  
樂。悉。く。新。し。く。と。凡。孝。仁。子。と。凡。此  
神。武。天。皇。復。古。の。憲。法。を。復。く。武。樂。を。除。く







文のごくあるは。ひまふに記をさやせりともみん。右  
 うに於て神祇亦一義を設て。是は誠助く。已小  
 本紀に序に。其は詔書多を以て考ふに。初  
 八。麻の角十七字能救ふまざるん。十七憲法と  
 よんどもふとび四憲法を製に詔ありあふ。又  
 うに群卿と評議。麻角十七字の義理をまじり  
 改め。と流布能くなく。なむもなる。年。蓋  
 一。天度の王政をおもむ。

推古天皇。聖徳太子。小縁有る。其は。とまの  
 うに於て。苟くとも天に任み。天を改むる  
 事。誠なり。天改乃王道を慕ふ。其は。誰の此後  
 古。神代王政の古をおもむ。とん。や。今。古典  
 能救きを温ぬ。天下。一新能一物ともなる。心  
 う。方今。勅誓。衆民保全能。國恩を被じ  
 ち。らん。とん。身能後を敬ふ。本紀。是の  
 う。と。た。ま。う。く。余。也。天改を補佐。一。同志。不。盈







和道。琴の樂器なり。樂々人情を和す。此故に才一才  
 の和道也。政々人倫を治む。人倫治る。和道也。  
 先明るいあり。次子斗と斗柄なり。天小順とめどは。  
 このゆゑに才二才の順道也。政乃の政乃と成に。  
 天おほむ地乃せ。君の言ふ明ひ。君れ行よあはぬ。次子  
 月々進也退とれ節分。禮乃體あり。これ故に才三才の  
 礼乃也。人倫の大儀なる。台と三公星れ名あり。  
 天性を治る。此ゆゑに才四才の政道也。王道  
 水本なり。鏡々明照の器あり。明い神也。照々智れ用

たり。才の故に才五才の智道也。政道は大要あり。  
 竹々長草。節あると肉のうつれと。色乃常樂と。性  
 強との徳あり。官小可者也。心誠虚に。心根を強く  
 し。事亦ほむと。新と常小に。これ官も居る名也。  
 心乃なり。此故に才六才の友乃と。王道の大勢也。  
 冠々位階の器。朝廷れ居る。位階と以て礼也。この  
 故に才七才の位道也。皇政純極あり。契い出費  
 なり。文字は道理とあり。道理の信小信も立。信ん  
 乃理ありて起る。此故に才八才の信道也。方法



此要なり。龍と玉皇の物あり。大身以て小澳子  
ゆら。これ強の心也。と此故小身九孝の謙道なり。  
後乃の礼道は宗なり。花を開落私れ。貴爵の良  
小身事道乃相あり。身十孝の事道なり。改乃此  
曲なり。日と天の主あり。烈光と主湯との徳を備へ  
神道存元は主上はあり。主上と日徳と以て自  
をさめ。后下の日徳とめて主上はなり。と此の故小  
身十一孝の主道なり。身え乃元なり。車いなり  
ゆら。両輪のりて開れ。有司はなり。やのつとくに

是なる事はこれにて。不足をを此に。事は用開る  
れ。此ゆら小身十二孝の司道なり。官道の用也。  
地と六地なり。貞定にして万物を好む徳なり。此  
故身十三孝の徳道なり。万善の根なり。天を  
九天なり。四時百刻毫釐も私れ。は故小身十四孝の  
公道なり。皇政乃細あり。水い其解冬氷。潤和  
方圓。皆時小随ふのなり。と此時此みちと表に。此  
ゆら身十五孝の時道なり。民と使ふの基にして。  
徳道は徳に。龍の日乃宗。身目これぐに。大小の



事はわづらひ。おの及小才十六の品道とあり。徳孝  
に急ぐるは檢なり。鼎と竈の器。二足は以て之の  
これ儒佛神法三法におある。儒は六典を明にして。存  
世を治む。佛の功後世におよぶ。釋は五教を設て。後世を  
みちびき。徳の徳存世におよぶ。神は今乃世の徳を  
あはると。同く之修して偏あるべ。此故小才十七  
章は法道は之の法是の政道をきとて餘れ。廉  
文は琴斗。月台。鏡。竹。冠。契。龍。花。日。車。地。瓦。水。菰。鼎。此  
文字によりて。和。順。礼。政。智。官。位。信。謙。事。王。司。徳。公。

時。品。法。は。十。七。道。は。之。の。皆。一。や。り。に。修。ふ。あ。つ。て。五。道  
の。政。道。より。好。ふ。故。小。上。天。廉。角。子。の。け。り。聖。徳。皇。位  
共。小。備。へ。お。此。は。憲。法。より。一。條。ふ。只。通。蒙。憲。法。の。こ。  
日本紀に書て。世に流布は。流布は奉小の。身二條子。  
篤敬三室は孝と記し。次は箇條。これ一級く。小  
後まて。おもぐ。錯乱は。身二條のものと斗文に。斗  
文小の。まゆ。え。子。順。道。は。な。ふ。天。れ。は。む。地。の。せ。君  
能言。居る。多。治。り。り。上。行。ひ。下。志。く。ふ。の。義。是。よ。由。る。  
敬三室は義と適當き。身十七條の鼎文お。る。ま。る。



三法鼎つたか乃なりてはあらびまはらるる事の不可得  
乃はまはりの鼎文のあらびをもつた二條目の下に終つ  
におもたまへる事也。それ庶文の違を憲法に因らずもつたは  
法をおもたまへる也。又二法は三室をまもつたは儒佛神乃  
三法をまもつたらずも執政の事の聖皇教示れる事也  
なる也。三室の鼎文は義の中の聖皇の本據は水  
に比ぶ五憲法ともに。十七條に記したら鼎文の如くも  
三法は義と示し。何ぞ通蒙の事の三室といふん  
也。然れば乃は佛子の事を佛道にまもつたらむゆえ也。

三室乃字小あらびまはらるる事の不可得  
乃はまはりの鼎文のあらびをもつた二條目の下に終つ  
におもたまへる事也。それ庶文の違を憲法に因らずもつたは  
法をおもたまへる也。又二法は三室をまもつたは儒佛神乃  
三法をまもつたらずも執政の事の聖皇教示れる事也  
なる也。三室の鼎文は義の中の聖皇の本據は水  
に比ぶ五憲法ともに。十七條に記したら鼎文の如くも  
三法は義と示し。何ぞ通蒙の事の三室といふん  
也。然れば乃は佛子の事を佛道にまもつたらむゆえ也。

享保十九甲寅年を十月十日 瓊山子志るに







通蒙憲法は製して献上し給へり。天皇大に悦び再び  
 曰く願ひ諸家のくめ小別断り。相當の制規と布と茲小  
 於て上官太子再び群卿と議し。四憲法と製して五憲  
 法は全し給へり。且群卿小示して曰く正政の本は學問は在  
 學問の本は儒釋神なり。是此三法は天極の自有にして  
 人造の私小非べ。能神武天皇の政小導は國家は治先  
 人情と正し。黎民と善むるは實物なり。然まごも互小其  
 一は通下して餘の二は知ざる者い。是妄物なりと習て是  
 誹謗し。交も嫉妒は故て天政と破りて叛者となり大

忍そり。か家學問はなほあり。無學の尤をたよとるべし  
 己が知て好むるは甘し。偏痴して知ざるは嫌ひ  
 自ら廢するものなれば人ともとめ。其癖小同くともめ  
 むことと欲は。是此の正依は經中にある。法の理堅固小  
 して法機小治む。或は直小。或は回小。或は見小。或は匿小。巧  
 に世の人情と直し。民の欲と伏し。面を患く天政の大益小  
 入とあるは辨むるが政は正なり。かくかん人い。経博識を  
 るも。其學ぶふは書籍と空言あり。天政の用小預  
 らばるなり。孰惟るに機法合とん利益をれ。故に法と











礼月

政台

邦を四方に氣通じるとは得。地より天をおんたんとすれば。やぶもたつとひれぬ。是を以て君乃終るまら。居るも終る。上行つて下を治む。おれ故に治むけ。ていふれもすつていぬ。情ごんがあるべうらば

三曰群卿百寮。礼を以て本とす。民を治むるは本に要するに禮より。上れせざれば。下とすれは。下礼をくれば。かあるに非あり。これ故に以て君は礼あり。位の次をみざるべし。百姓禮をば。國家をさへする

四曰饗と終ち。食をもむるを饗とす。食をば。おれあり。すまはせむるなり。欲を棄て。重なるをば。むらがるべし。

智鏡

あまらうに新松はあさままふ。百姓れうらむは。一日ふ子事あり。一日すらたを志あり。況や年をかさぬ。とや。おのこれ松は治むる者。利をゆるは。常とん猶とんてい。味すまはゆるに。財ある者乃松と。石は氷にたがはぐ如し。入やす。是を以て貪民をよは。るす。たぐる。と。是を以て貪民をよは。而はあつて。居乃道も亦るに。おいて閑也。五曰。悪を懲り善を勸むるは。古れに典あり。是を以て人の善をうけんとあく。愚は見てはこれらに



きどい。其編治の者も。別ち國家を覆に利益。人  
民はたやすむとせんをり。ほと信媚乃者は。上  
對して。好んで下れ遇はせぬ。下にあひても。別ち  
上の失誤を。海かぐれかき人をもれ。君子忠をく。  
民に仁を。あれ大統の本をり

官竹

六曰。人おのこそましく。れ役あり。みどれざるやう  
につらむ。其の賢哲。官よらる。時をすまらる。碩音  
れる。毒者。官よあま。別ち禍を。せげ。世に生  
あづら。知そのた。少。さ。おの。い。聖。事。は

位冠

大小とれ。人故得て。かあらば治る。治る時を急にも  
緩も。賢ふあひて寛をり。これふよりて。國家永久  
とて。社稷老を。事か。扱小聖王と。官れき。先子  
よ。人とりとむ。わづ氣に。人故。くせん。やそ。  
官とそとむ。こは。あ。と。をり  
七曰。群卿百僚。よく朝を。おそく。退る。王事靡監。  
大事の。事。をり。終日に。盡。を。是。を。ひ。て。お。そ。く  
朝す。きは。急。乃。事。ふ。お。そ。く。退。れ。事。  
ほ。を。す。



信契

八曰。信とこれ義れ本なり。幸毎に信あり。其れ  
善悪の成とやぶる。とは。かある。信よ。群信とも  
に信何とぞ。何まう成げむ。群信を。此。方幸  
あつぐ。敗る

謙龍

九曰。念を絶ち。心ふ多く。くず。瞋は棄て。形。現を  
さ。人の違ふある。怒らむ。人皆おのく。執る。おれ  
ん。あ。彼。我とのする。幸。彼。死。日。ま。り。後。  
我。是。れ。彼。非。あり。わ。れ。必。も。聖。ふ。あ。ら。む。彼  
か。め。む。も。愚。に。ら。ず。共。り。これ。ん。ま。の。是。非

花事

乃理。誰。う。く。け。ご。め。む。相。も。に。賢。愚。を。れ。む。彼。と  
と。此。と。是。中。非。と。た。び。ひ。ふ。め。ぐ。ま。て。環。の。は。あ。き  
か。お。ら。是。を。以。て。彼。を。非。道。に。し。て。瞋。は。と。い。つ。あ。ら。ぬ。  
其。非。道。と。い。ひ。幸。あ。く。人。の。我。が。失。と。思。れ。よ。  
且。れ。指。し。乃。理。ふ。ら。り。て。る。ら。や。あ。ら。ぬ。後。く  
に。あ。ら。む。回。ぐ。く。あ。ら。ぬ

十曰。功あると。や。の。ら。る。と。小。後。ひ。て。賞。と。罰。と。何。て  
よ。お。の。ら。後。と。賞。も。功。小。あ。ら。む。罰。も。恥。小。あ。ら。む。幸。に  
あ。ら。む。群。卿。仰。も。天。と。象。伏。て。地。は。親。て。わ。ら。ぬ



主日

かく。官一之賞符をぬすずべー  
 十一日。國司。國造。百姓を聚斂して。非道ふとり納る  
 あり。あつれ。國小二。君をく。君小二。乃主れ。天が下  
 北兆民を。王はめて主とん。任せらる。官司の。皆王乃  
 信をり。何ぞあつ。公と共に。私に百姓を斂斂や  
 十二日。諸官。任官者。我と彼を。おれく。通ぐ。いは  
 て。職掌。あつれ。或は病。或は使して。事に關る  
 あり。む。然ると。他乃。職掌と。知る。時を。相和して。や  
 る。初。あつ。せ。我與。同。職分。あつ。ん

司車

地德

中。疎小。公。勢。あつ。坊。幸。あ。れ  
 十三日。群。臣。百。僚。嬖。ある。幸。を。く。我。人。と。稱。を  
 免。ば。人。ま。我。を。ぬ。む。嬖。乃。憂。あ。る。こと。甚。し  
 きて。其。極。と。知。る。ぞ。稱。を。み。する。もの。心。を。智。れ。已  
 る。を。勝。る。故。よ。後。を。ん。德。の。つ。ま。より。優。れ。る。故  
 稱。を。む。う。人。上。ふ。あ。れ。だ。下。を。良。哲。の。人。人  
 故。出。る。こと。形。く。あ。れ。ぬ。又。百。業。の。ら。に  
 する。た。と。ん。ば。賢。ふ。あ。ふ。と。も。千。歳。に。して。も。一。の。聖  
 を。得。る。こと。あ。つ。た。り。賢。聖。人。と。あ。れ。ぬ。何。れ

力五憲法通



公天

以ての國政をさめむや

十四日。私シ小コそむミき。公コウにむムふフと。これ后の道なり。  
 おもそ人。私あまシばバうウねネをヲ恨ミり。恨あハれレ必ズに  
 固カタ政セイをムす。國をムすれド別ツち。私をムす公コウ政  
 はマさカく。恨ミらルとレ別ツち。制セイ小コ違ヒ法ホウとシ害ガイはシ。  
 人ニも我ガものヲ為スとシてハり。おもそ。あハれレ小コ信シンてハり。  
 を推オシすト死シんト。推オシ得ト也。君キミ政セイ君キミやシ。長ナガとシ短ミダをシ。  
 古典コケン小コ。夫子フフシ之ノ道ミチハ忠チュウ怒コ而已ニ。つつふふはハらら。  
 十五日。民を治シふニ時トを以テてハり。古コの良リヤウ典テンは

水時

品籠

あらとシあり。此コノゆゆ名ナに冬フユの月ツキを際キマあり。民を治シふニ。  
 春ハルより秋アキ子シ至シてハ。農ノウ業ギョウ採サイ業ギョウれレ節セツなり。民タチはハつつふ  
 登ノボりシ。農ノウ業ギョウをムす。何ニをシ食クハむ。粟ムギとシてハり。あハれレ小コ  
 衣イ服フクせせる。  
 十六日。大事をシてハ断ツぐと。かハあハずハるト中ナカもハに  
 論ロンずと。小コ事ジはハれレ短ミダ。衆シユウとシてハり。小コ滿マンずとはハらら。  
 多オホく大ダイ事ジはハ論ロンずとはハらら。或シはハ失シふトはハらら。  
 終ハシむトはハらら。たタゞハいハはハ辨ヘン辨ヘンすとはハらら。  
 理リをシるトはハらら。

勅五憲法通







順斗

うつむむとて。世の政和と歸す。物と政と和と  
 融と此と。兆民をさゆり。兆民とさまりて。天下平也  
 二曰。北辰と。廿八宿也。又星と云。天の君あり。天は  
 轉移とつとどる。ゆえ。皆君也。  
日論云。公小位。公は天度を行く。公は天の君あり。天は轉移とつとどる。ゆえ。皆君也。公は天の君あり。天は轉移とつとどる。ゆえ。皆君也。  
 日論云。公小位。公は天度を行く。公は天の君あり。天は轉移とつとどる。ゆえ。皆君也。  
 めぐる。幹支二十六禽のくまのくま。地乃長也。忠  
 列也。忠は行也。地の義定る。公は人れ君。人の長は  
 理なり。故小王者と公に政して。仁は以て化に長連  
 也。忠は事也。義と以てを法とせ。天の道を下れ

礼月

事業は。君命を守り。私のおやまらひ。別ち定めき  
 刑き。上の政を。公は守りて。あやまらひ。別ち  
 匹夫の負く。故に。公は守りて。あやまらひ。別ち  
 公は守りて。あやまらひ。別ち  
 三曰。天と尊と。謙を守りて。地乃そとせ。公も  
 めぐる。世は。若く。公は守りて。あやまらひ。別ち  
 則天度。公は守りて。あやまらひ。別ち  
 を。公は守りて。あやまらひ。別ち  
 矣。人倫と中。公は守りて。あやまらひ。別ち



故に王者は言文として改改し。后庶の教を格  
とく君命に降る

政台

四曰。人情の先小聞ある。訟を争入てこれわかざる。  
故小訟とて因て大闘て。序と先あせこれ上と下と  
の訴を大體をそ息上れ方にある。下改せりよ  
すれば。別ち上おどらして罪あるす。礼にねおは  
便あり。縁ある訴をゆるげ非あり。改をする者便也  
縁小わくづきよれど。別正を改と失ふ。金と者と  
寫はもれよの訴。其殊まづと者よらる。きととほ

智鏡

時下の悲歎なまげ。一多む非改をおせば。天下みれ  
くらむ。何を改てう万接改治を

五曰。改改する事い。寛大あると。一やん。官に法度  
さら。尚あれよ志うん。況や苛荐き法度小おしてをや。  
悪義ある。主宰と。春平改せんと欲して。金平の心い  
小但せて。怨り敷多れ法度とまうく。民其法の通るに  
勞と。事と。制度。はなつ。るを出づ。かくれぬ事。年と  
法と。つと。おま。ば。つひ小圃乃風塵おら。唯むと。の  
仁怒よ。これだ。春よと。の。ある



官竹

六曰。法度をあつらひみちる先上の罪とて。これ  
 上仁に比せんとて。我とのあひくすまじげ。下威と盗む  
 と公をまぐれべ。下訟切まぐ。上盗ふめて。下洗盗取  
 刑すれど。月に千人を刑さとも。賊人つらまき  
 上まぐれるにあまて。下れむ。威制すれど。月に  
 万人を獄すおくとも。罪人つらまきことな  
 七曰。正し死政乃肝要と。正格法まぐ。録めとめて  
 用ふるあらざれど。政よあづらふも。仁徳  
 あはれべ。我好この者小恩負あま。勇徳あはれべ。威

位冠

信契

ある者小おそる。義徳あまきま。賄ふはまらふ。智徳あ  
 たらむ。巧あるものにくらまらふ。あはれは徳あるもの  
 賢者たり。賢者と得ることか。仁徳あるものと  
 得べ。一徳す叶ふ者は用ひ。一徳あるものはとて  
 用まば。四徳ある賢者も。亦出来はあま  
 八曰。刑をひくふ。政の中小言ま。事たり。あやすは  
 事小おほもま。先皇れ道を失ふある。天子政取  
 する者。目を法きて。死給ふ。あまにけり。刑は  
 れも。死くるとい。不孝ある者。身一の罪とて。見ふ

力五言去 文



日ろくは身二や。不忠あると身三。不我なる  
 故身四。孝弟一の道す。忠我ほらびぬまは。  
 盜賊ふるれて國ふ。身五の君と賊とふらん  
 て則ち刑。不孝とゆるしてせはまされく。刑罰  
 する刃は折や。賊をて治る事とるは。堂そは  
 幸礼とて。とるををまらんや

龍謙

九日。國はやきとするは本と。又のををまことこれおほは  
 にあり。その多。米粟のおろきにありてある。人の  
 世。衣と食と本と財と。世と。あのみははりことに

花事

し。然るにま。あ。粟飯食で。田を耕。食。蠶と  
 や。あひ。衣。木。伐。金と堀。財。器。飯  
 造る。何と以て。ゆ。こ。に。世。お。さ。む。ゆ。こ。小。世。  
 出。さ。べ。又。い。づ。ら。ん。ぞ。家。ふ。る。や。う。あ。ん。米。れ。直  
 多。鈔。あ。れ。別。ち。五。財。食。本。や。も。に。隨。ひ。ま。持。は。直  
 た。う。米。金。さ。く。あ。と。飯。改。と。あ。う。れ。入。用。の。物。と。愛。ふ  
 を。れ。べ。則。世。間。乃。立。川。ふ。飯。失。ふ。民。家。よ。於。て。苦。み。  
 あ。に。お。り。て。國。あ。や。う。死。あ。と  
 十。日。米。粟。を。お。ほ。く。する。は。本。い。又。事。の。非。も。に。を。



己事少のふは。君小畜へ聚るはあく。民小あそび  
 のこにこくは者なく。圃子荒しくおく田畑の地あく。  
 政よわらきおれてなく。社を聚るにやぶさこの取る  
 ほと先あそび取りよたり。畜産を以て用はる圃よ  
 通用する畜産をよつものこわらつむるをり遊ばそ  
 する民あまは。穀物に費はあり。あそび地を捨置は。  
 田畑すまあそびをり。からき控とおさげ。必民よげて  
 耕さば。あそびものにあそびは。社まらば。そ  
 風雨の愛あり。むくのこくあそびは。りづらんぞ米粟

主目

十一日。叛礼の本と。圃やもろく民食しそにあり。圃は  
 民まづりたまひ。財宝は多庫小集めおそ。米穀を官産  
 小ほこくを採給するゆゑあり。それ社宝米穀を畜へ  
 慈ふつた圃小任んより。寧おごる多と圃小任ん  
 畜へ慈ふつた代よ。化育よとて都宮ふかた此橋  
 おのこせふ。笑りよとて郷里よ流る。富る民と樂で  
 己が身。子孫はをむ。故子よのおそと。つら  
 れそ。まづりた民を。られはねも。身と惜しむ。



司車

何とて上の控はおとまて  
 十二日。主上は政をかへ給ふ幸い。仁小中をまりて  
 されど。學小の天の度。地乃行。人法の理以てし。  
 且れ先皇は蹟をこ。后は先皇は蹟小みちびき。天  
 の天下を安し。とれ兆民を樂まむ。天然小御し。  
 尊あり御し。虚莫し御して。王道は隆小に  
 十三日。宰職を改むる幸。義に山も。おのこ  
 ちく。學小の禮樂を以てし。勅るにおほきと御し。  
 天皇の天下は治め給ふ幸よありされ。心を用る幸

地徳

天公

ちく。國家の安全にあつたは。ゆるまはるる幸あり。  
 道心よりば。腹小くる幸れ。忠事にあつたは  
 ば。體小みはる幸ちく。慮る所を。宗廟乃あやうきに  
 るも。この家の幸小けり。願ふおの。黎民は苦み  
 にあつて。まが身よあり。おほやけと實に。私に虚  
 よ。すべし。この身は果報を。思業としてするにあつたは  
 十四日。王者は政をかへ給ふ幸。天の度。地乃行。人法の理以てし。  
 高天の政。天皇。天。常立。私あり。これ。宰職の政とて  
 給ふは。我政よりば。天帝。天帝。天。中主。の政をりて。

勅五憲法

一六



時水

爲小する事あり。彼我ふらざる物なる  
 ゆえ。我に非ずといふ。さて敬と致きりぬ。徳は致し  
 極れば。己我なく。非科あり。然るに我にありざる物  
 故。其の物とすれば。事忍に。て理をまげ。業念を  
 ておもひ違あり。上小一乃忍れ。是は。浮て下れ千の  
 万は。く。一みとれる。國の災も。これよりおこるをり  
 十五曰。遠士は。政とるも。終る。義とるも。敬小止。も。自  
 の功。あり。ある事。れ。學を。あり。て。理。よ。と。まり。て。

品籠

忠征は。あ。仁。あ。て。おの。是。れ。一。証。と。義。に。て  
 む。さ。ぬ。る。事。あり。上。よ。そ。む。く。若。よ。好。と。ふ。く。堂  
 する。こと。ね。己。ま。の。恨。心。も。敵。や。一。あ。か。た。げ。  
 勅命に。進退。して。忠義。と。い。ふ。生。死。は。あ。す。べ。し  
 十六曰。兆民政を。お。そ。れ。は。徳。小。と。ま。り。て。あ。ざ。む。く  
 こと。れ。を。農。者。を。耕。し。培。ひ。耕。し。終。り。て。休。む。と  
 を。ま。ら。げ。工。者。の。法。乃。ま。り。小。作。り。天。位。子。ら。り。て。地。位。を。立  
 う。つ。く。く。あ。ら。ん。て。業。の。厭。く。こと。を。ま。ら。げ。高。者。を。  
 存。ひ。結。む。舟。渡。歩。し。て。取。作。の。休。ま。と。あ。ら。げ。高。者。



法鼎

を問ひ習む。ふふ案一練をすつる事と云ふは。法  
 法御令よつ。勅を命用ふ事いふ。  
 十七日。改を學にあそむれどきまじ。學れ本儒道  
 佛道神道なり。然るに二つ中。一道を好むもの  
 外は二の道をまよふ。その色むられ。世子有  
 ると改移みて。それわろむん事と思ふ。是我  
 知ると理として。まよふを好むするを。改  
 改ふあづる者。二道やもに通じて。一偏よむ  
 する。是れ。おそく。一つを好む者の改

和琴

順斗

まげん。改をまづる時。王道す。此強勅。改らる

儒士憲法

一曰。儒の道い。五倫乃源なり。五倫を  
 身を修め。又倫法をまじ。五倫を身と立。人として  
 此みちを學ば。禽獸のあやま。人にち。永く君  
 子は威儀と。そのま。人の和と。先と  
 二曰。儒の宗。天極。天極。天度。小  
 る也。此古聖の學。河圖洛書。立。天と宗と。



神小通下て。人此天地の間。靈々々々。年と曉に故  
あり。是を以て人倫和。日用小。息に。或は天に  
捨て。唯日用と。神を捨て。若ら人の事と。以  
ば。学あつて。治あり。ち。此小。似も。良ら。遠。

礼月

三曰。儒乃学する。年。禮樂にあり。礼ハ人の儀を  
みちびき。樂と人れ和。故や。のふ。礼ハ学て。天乃  
言文ハ。か。あひ。樂と学て。天の運度にも。我を前  
する。ハ。禮なる。是。威儀と。天理の。後。保。あ。て。  
若ら。年。ハ。天理の。と。と。是。礼ハ。あ。い。あり。我を和

する。ハ。樂あり。夫の和。天度。故。乃。と。と。は。い。と。度。め。と  
より。我ハ。あ。れ。む。なり。礼と樂と天と我と。あ。い。あ。ぬ  
て。これ。一。ある。禮樂。天。我の。四。つ。に。ある。を。則。道  
なり。と。と。一。つ。ある。と。と。道理。を。保。つ。と。これ。人倫の。考  
ある。禮樂。我ハ。あ。る。と。と。あ。れ。ざる。常。な。れ。ば。考。ふ。あ。れ  
て。ん。と。ゆ。え。い。さ。か。り。の。掠。る。と。時。ハ。礼ハ。あ。る。に。何。そ。爰。に  
道。何。ら。年

政台

四曰。儒々。これ。博識。強記。を。り。と。此。致。知。格。物。の。初。也  
と。考。る。と。の。初。要。と。孔子。門。人。の。曾。子。ハ。若。く。は。一。貫



智鏡

の語あり。一以貫之とこれと通せば別道あり。それ  
 体と明德。其位と中庸。その終の忠恕なり。曾子れ  
 忠恕はいつるいむれ。といふは、いあらば王者の堯舜  
 禹を師とす。は下と周公孔子孟子と師とい。志一  
 記章文詞小なり。その學ぶ。徳はあり。故小何何ぞ  
 博識なりとも。徳ある賓客の師とするに。い  
 五曰。學問と智と。此の外いふ。學ぶ。先聖は  
 行ふ跡は習ふ。向ふ。先聖は説道終る理と。い  
 たり。文義詞法。といふ。小自然とそれと。あり。

官竹

然るにある。先聖は法を捨て。理の法より用ひ。  
 文辭との。いひ。學問は。いひ。ことあり。跡  
 ちの理と。理にして。益なり。理は。いひ。空  
 文にして。いひ。事あり。豈周公孔子れ。みち。いひ。  
 故小今。いひ。學ぶ。先小。いひ。いひ。いひ。  
 べ。或る。いひ。者。文詞の。いひ。事。いひ。いひ。  
 利あらば  
 六曰。儒の由ある。身を修ふの。身。いひ。いひ。  
 といふ。上古は。易経曆學遁甲。

勅五憲法 需

黄帝の時。風后遁甲と。鬼神の。いひ。いひ。



終あり。中古と。本草内經の終あり。下古と。詩書  
 禮樂れ終あり。道德書著い。三古に及ぶ。上古と。  
 心を煉く至人あつる。下古は。理以煉て聖人より  
 法。おれと終乃儒と三皇 伏羲神農  
 黄帝をり 故すて。三子  
 田公孔子。と執る。此間小偏我ら 三皇小偏と三子の意を  
 至るなり。今三皇は皆るが故  
 に三子に依るも亦偏極あり也。  
 非もともにもとするもはあり。 れの意に及ぶるも  
 終らば。實學は失くあり。その不遠くすは世下  
 して。待書礼樂とも棄る。あが後儒の利口辨  
 舌はもらひて。周公孔子よりも家教とてあり。制法

冠位

故以てあせむ事あくば。聖人の道すは此  
 七曰。儒と書ぶ者ら。孔子は及ぶるは。吳國を貴  
 る。堯舜三代乃ごとき。其の國は異ある先王小婦  
 以。故子其の國をい。其の先皇は故ちす。此  
 るも吳邦の事を知らず。亦神道と志らざるに依て  
 たり。其の法やも。其は。異國乃王来て。我國は  
 其の如くは。吳玉子志らひて。我君はすて。其礼  
 せむ。故小儒を學ぶ者い。先我儒は 天の降山の命。おび  
 計武て自らも其國  
 乃先皇傳  
 者といひ。 學んで。其の先皇の事實を知らぬ。何ぞ

功五憲法



自國に於て。他に國よりの事あり

信契

八曰。大學と講ずる事。至上の事あらば。身に於て  
平天下の端あり。宰職あり。身小可て  
多國を治む。一國に於て。民を治む。庶民と  
して。國はも望み。先造士に於て。天下を治む。めじ。され  
各元の神及び。室祚とあり。我國の法は。  
敬あ。邪好。望む。一國に於て。一國に於て。悉く停止す  
る。

大學と講ずる事。用明天皇元年秋七月。聖皇

奏聞して。詔とつけて。禮記より。大學中庸を取出し。

孝經ふ。あら。む。あ。も。に。是。と。三。經。と。稱。は。ぬ。あ。そ。れ。  
う。と。改。ま。る。大。學。に。講。ず。る。事。あり。大。學。に。國。を。下。に。  
治。平。と。お。と。歎。ず。る。れ。を。業。と。え。り。り。叛。逆。の。義。ふ。非。  
び。く。ん。ご。も。あ。や。ま。ら。て。漢。乃。の。祖。陳。涉。が。あ。り。に。  
自。立。れ。心。と。も。一。心。と。ん。事。に。お。そ。れ。て。此。箇。條。を  
お。し。給。ふ。事。の。明。也。そ。の。故。に。彼。國。に。臣。子。級。身。純。  
道。を。り。我。神。ふ。ら。神。孫。血。統。の。一。と。稱。あ。る。が。故。に。彼。  
了。臣。位。君。位。ふ。す。ま。せ。治。ふ。れ。命。と。出。さ。し。む。る。事。



龍謙

ちうにが故ある

九曰儒生ら。殷乃湯王周の武王といふを人とし。万  
世に師とし。其國より理のこぼるる。故に下より上は  
討つても然らず。これを我神國小治むまは。奇え乃  
飛人あり。秘えい天統故紹考で。かくれごとき地  
人乃理と多ては。ゆゑいつらとあるは。宝祚を老うて。  
持ては罪天より亡ぶはよ。あままはなり

花事

十曰異端故の事い。孔子すでに言あり。孟子小  
おして名有り。孔子は異端故をいふ言のこゝの終り  
孟子は楊朱墨翟と名はあらずなり 是聖人の

道小おして害あれどあり。楊朱墨翟荀子告子等。其  
人なり。いまごうめて老子。西方は佛教子及して。  
の終ふは何らば。今をみくは儒者と。いまに  
異端やといふ。黄老佛神小おし。孟子にいふは。  
楊朱墨翟は徒と。其終ると云ふて是まは。然る小  
先賢もの終らざる。真人。至人。佛。神。補。ゆ。て。持。  
ま。と。これ。ある。と。佛。神。の。道。い。聖。人。小。合。て。一。  
一。なり。然。れ。は。佛。神。を。う。め。即。ち。これ。聖。人。と。破。り。  
改。め。や。ある。あり。道。を。そ。と。あ。れ。罪。と。叛。逆。し。り。る











時水

やるは乃鬼と申達もえとを神と必察を以て  
 大千鬼魂冥府とひらきやぶる。嗟きもむとん  
 古史破るのまに何んて熱の有物とやぶる。人乃  
 極を破る。又法の實とやぶる。政はえを破る。是  
 傍の神佛は道は挑で政はえとみざるをり  
 十五曰。後儒おもつらく。神を陰陽は書ありと。故小  
 理の躬。氣純躬乃躬あると。書は法座はまは事と  
 つととあり。又おもつらく。魂と氣血は精をり。故  
 におひくると。死魂の書と共は散滅とをり。

品籠

此れ人間は思量とをり。神佛乃智とをり  
 法座とをり。大己貴。三瀨。大種。立  
 少と法は志と死魂散滅せ。別菟狡。大種。芳野。  
 安閑。何ぞきむ。志と。則天神は誓ひ。地紙は信  
 伏する。書。政は堅と。失ふあり  
 十六曰。孔子。西方は聖人と稱。孫は。老子の  
 龍乎と。不は。然るに儒は。志。能。清。す。以  
 て。或は。又。書。あり。孔子の聖人あり。列  
 子の真者あり。何れもに。つ。ひ。て。信。



法昂

老子の古儒あり。冲莫其聖なり。昔者以道  
 道體以ときり。釋佛の天も神めは伏し給ふ者也。  
 人間の知るところはふくむるは徳あり。是  
 多ひれ本とれる。あつそひと強き根とあり。  
 十七日。神乃の学い。堅は宗源。各元靈宗の三統あり。  
 天地人れ三元とふき給たり。横小神心理。氣境純五  
 徳ありて。天地四方れ六合。つら給たり。汝が躬乃合  
 ともむ。佛の学い。堅は戒定慧。三學ありて。又宗  
 みちびと横小真俗中の三統ありて。方法をば。汝が

和琴

身終るは汝が。汝が身は今ふお。愈は。儒学い堅  
 又倫ありて。人世は立て。横小又き。つらて。人の道  
 ともむ。神道佛道は。始終よともむ。三つあり。平  
 皆理の終極なり。あがひお相挑て。化を終す。と  
 ともむ。あつそひと強き根とあり。

神職憲法

一曰。神道い三支。れ本。方法の根あり。宗源い。地と  
 形。各元と日祚ふ。と。靈宗を。心性とあり。つらにす。







政台

智鏡

と神は其の徳を以てし。正殿の神の徳界を以てし。奉供と神は氣生あり。其乃又の法一亦皆正しくしてつるに礼と以てし。

四曰神は事法みちは誠信乃そ法よとまりて。後ぐし神境をたのらば是法はくる奉聖人なるあらず。况や凡夫とや。故おろろあるが如くにして。誠信よと法をわらぐし神意をはるるを神と神意にうけとる。

五曰社行の法は恭敬なり。神とこれ其の

官竹

鏡あり。と神よりて社事は百箇の靈事あり。等宗の仕方とて。いづらんど多くむ。故よ崇奉と極め。恭敬法つる。

六曰各法則いふ。神とや。のありにあり。つとゆる。己各といふ火の忌。食は忌行の忌。浴水乃奉。則神文。これあり。火の忌。生れ忌。産の忌。死の忌。一種の忌あり。す。て死。此忌。血の忌。月水。獸を食せる者。これ神。擇ある者。と。火。坂。田。く。せ。ぎ。休。なり。食は忌。と。毛。新畜。牛馬犬。奥。あらしん。坂。食。を。行。乃。忌。煙。事。と。け。血。縁。産。

力五憲法 申

二二七



穢ふふまじす。尸取しんじり小ゆるぐ浴水ゆすいいさぎびく連舟つらふね。  
七日。二七日。三七日。流浴りゅうよくきる事ことを行なふ。則すなはちの後除のちのけし祝いのち  
あつこもり。おまじす。をり。言ことをよむなり。社人しゃにんの清めきよめをき小行こぎひ。時とき小祭こまつり清きよす  
るもけり。清めきよめよ浪なみありゆるせふさば。神かみとあぶら  
う。身みはほろほろあま

位冠

七日。祭供まつりかみれしるやとけり。常つね小の神恩かみのかみと謝あやまし。列つらて  
は災禍わざはひばたらぬ故ゆゑ。祭まつりする時とき。列つら有ある法はふのどと  
くは。殊略ことごと事ことと用もちひず。雖なほ疎そある事ことをかきん。  
しそまひ法はふ供かみの儀ぎの法はふのどとけり。やあまらにさしむ事ことあり。

信契

儉約けんやくとくえず。又またそあへは好あまとる後のちあくつに。目めの  
堂どうの法はふのあわのさ。又またその小用こもちひの法はふ乃すなはち具ぐは。  
くさ帝てい経けいてれとあ小納こなおる。河海かうかいは臨りんるれと社しゃ取と  
流りゅうす。社しゃとあることと。甚しん脱だつ契けい和わ以もつして。眩くら眼がん荒あ威い  
れ事ことあられ。是こゝろ社しゃをまづるれ法はふをり  
八日。神事かみこと法はふ流りゅう。文ぶんあつてくる。如ごとくはして。事こととのさる  
小。義理ぎりをつきそとく。經けい事ことあられ。社しゃ代しろを正ただ直ただ社しゃ  
時ときたり。事こと法はふ記しし。金かねく史し。義理ぎりの文ぶんをかきん。後のちの  
人々。吳國ごこくの文ぶんをまじひ。そ社しゃあらむて。理會りかいを記しし。



神文は呉文と似るもの。寓説造言はたゞの事は  
まゝ思ふれず

謙龍

九日。神職乃修禊の。信は先小一理と後一は理の賢  
にあつたれは徹らば。聖小あらざれば盡はば。理  
とゆらざれば知小あづひあり。理とあつたれば邪と  
はさる。少くは神道はなま。多らまら神の誓小  
あつた。まゝは信は望く。宗と望く。実よりつた  
理とあつたれは。達きんといふものなり

花事

十日。神は本地の場小ある中。跡は垂る場中を  
見

宗源神と申す。毎々神宮に又宇佐と申す。曾山  
縁は居て

海もたつたあり。故に各々社祠は従つておのく

異あり。陰屋重服の間夜屋は陰出郷重服の時いふ小

出郷と。忌れ限り返まけてあつた。又つた。猶

小。化乃信も理より返して救へ納る事あり

忌毎教秘なる故以て。神は社立り。神職の者

いふ。あつた。ゆるをふす。則ち神去り社廢る

十一日。大社小の勅使と似。國社と國司小命と縣

社と國造と命と。神託は眞に。實に神志と心

主日







れを興おこるるに勅つゝめ脩しゆるあるとんあつてと  
まあひあひ  
まあひあひ  
とまはすあらち共ともなりきり

公天

十四日わの國と天てん尊そん

天二氣形可羨葦牙彦男尊なり又云  
あつて七代の天孫世に天王列て天照

皇みかどを神かみ代よを人ひと魂たまと祭まつりて

神明かみ小こ混まぜず人の世よきつてれは隨したがふ皇みかど王み臣おん

連つら下した父ちち祖そをあむむらふとも神かみ号なづをいいて千ちり年ねん

かう社やしろ陵みづ廟やしろ以も奠まつはらふも祭まつり社やしろ事ことをいいて

せごきあ社やしろは依より芳よし野の宣のたま化まる皇みかど三年さんねん吉よ野の金かね時とき山やま菟う狹ち

水時

欽明天皇三十七年豊前國菟狹  
におつて八幡大神とあつてはる  
社やしろとつとる祭まつり社やしろ事ことをいいて

十五日天皇神明とあつてはる社やしろ事ことをいいて

置祭田まつりいけ社やしろの田いけ地ちと祭まつり社やしろ事ことをいいて

社やしろおとつとる祭まつり社やしろ事ことをいいて

社やしろおとつとる祭まつり社やしろ事ことをいいて

社やしろおとつとる祭まつり社やしろ事ことをいいて

社やしろおとつとる祭まつり社やしろ事ことをいいて

社やしろおとつとる祭まつり社やしろ事ことをいいて

社やしろおとつとる祭まつり社やしろ事ことをいいて

龍品







順斗

て佛能れ食とほどもひくず  
 二曰釋典と三國の通じて宗中を修せり。百機の由  
 極なり。賢者の賢にして覺道はつとび。愚者の愚  
 にして因果とあそむ。誤りて改道はみらびき。治め  
 ばして万機を正しうん。故小諸國諸王と社と致ふ  
 そ此興廢と僧道よあり。僧ある者道とすのま。佛  
 法理はうしあひ。法を失ふ。僧もまことあらふ  
 三曰戒と諸佛極致をうつる此門なり。故法身は  
 舎那の華藏小先説盧舎那佛。蓮花臺。世界よて。先戒品と修持よ梵網經のそく應化乃

政台

釋迦の鹿野苑小先説應化よ。釈迦を應身佛あり。鹿野苑より。先戒品と修持よ梵網經のそく是と  
 以て高僧と戒法多し。僧は教よ入る。戒とあふれど  
 僧とあひ戒よあるはれ僧なり。戒をまじりぞく僧  
 にあらば。心と戒よ依る理り。徳と戒よ依て成る。戒  
 破成れば心と依るも。おろきと化をば。何ぞ人を教  
 むや。あれ國と養は遊民あり。王者は放法なるを  
 四曰戒定慧と佛典の大綱あり。機小修ふの宗。新  
 千万は科あり。大綱は離るるや。此の則立と修ふ。乃  
 戒をまじり定い。あれとく。佛は定あり。定をたれ乃



智鏡

慧ら。これ礼慈あり。戒定慧の三学まゝ佛門立。  
 三学壞まゝ佛門あらず。  
 五曰。講とをすまゝに。僧尼信男信女の四部は講習  
 して。僧俗をまゝ。戒律の義と。定慧学との終あらず  
 して。真俗中純三端と講じて。在家出家任と兼  
 せしむ。同小と同大とあらず。十界は講じて。  
 三悪あく 地獄 餓鬼 畜生をのこし。三善ぜん 施 羅 人 同 五 上を業ひ。二賢けん 智 同 緑 覚  
 求めしむ。四恩おん 父母 恩 畜 生 恩 國 王 恩 三 宝 恩を講  
 じて。父母をまゝと。王者をまゝと。人倫を勅め

官竹

三学小偏をまゝ。五善は講じて。  
 と法くして悪は終しむ。五心を卒 尔 乃 求 受 是 際 淨 等 法 の 心 あり 故 に 圓 成 徳 得 と 云ふ  
 講じて。性理を曉し。圓成性得は境界小任せしむ。  
 此聖者乃化とまゝみちをり。或はおのまゝ執  
 する道理まゝをまゝ説く。七佛の通じある教  
 あらば。おまゝに佛をまゝして小徑とれ。檀越は  
 して罪人とれしむ。  
 六曰。僧階はもと戒は依りまゝ。性小をまゝ  
 せしめしむ。比丘を上座し。沙弥を下座に。是古佛



此法節をり。或は朝寵ときよのそ。或は微紀と忍み。  
はぎて位座應對はるるうらむ。と此何ぞ佛乃徒  
あむむ。即ち俗徒は

階冠

七曰。僧ハ一體三寶

三寶一味ふと。に住し。住持三寶

依本

の仏性を此法判  
發深衣の傍とふ。

よ奉つて。んうまふ。身おこころに。晝

夜つとめて。時ほうらむ。於こも俗民と農と勤め  
て僧ふあふ。僧ふれと念で。僧法を法と免ずんば。  
そは罪のさるるおろし。僧若罪とおそはれども。檀  
越の罪遮るるも後あり

信契

謙龍

八曰。僧をあるとて。深くあづからて。古佛の在は處は  
見よ。報佛報去なきまれ。或は理解して。他ふ右  
佛あり。自性是なりとふ。又諸佛とこれ理れ名。  
おの人のよとふ。も成佛の人をく。汝悟て何若  
や。とあむむ。又云。佛は感應あり。と此理の感應也  
とふ。まうこれ因果故むるにあり。此見あり也  
す。まう信は住して。法佛は三身の境界とふ。  
九曰。一佛小帰し。一法は信も。悉地と成する事。と此  
佛典は一義なる。是は一行三昧と名く。いふ。虚妄は



阿ふび。又大さふあがず。新氏の学におして大道を  
 せび。王道行政よおして利阿ふび。佛と聖が中れ聖  
 あり。我卑の道れ。公が中れ公をり。私小の理れ。  
 菩薩僧と君が中の君あり。俗野乃行を。己にそ  
 諸悪莫作。衆善奉行。みづろろろんと清く。おれ  
 大道をり。大道いほはすぶるな。一行と別な  
 はろ

花事

十曰。佛典ふ冥府と明。惡報と好す。不義れ者。  
 をへはみちとてつても。ろく冥府乃惡報は

目三

初る時。惡事ははる。又佛界と明。善果は明  
 け。聖智れ者。学習の業とをり。ろく佛  
 界善果をす。ろく。則願と善報おろく。僧志み  
 どりによきそ。妙経とて家とてり。まふれ  
 十一曰。大藏小。如來一代乃。雨とて。晴は清む。敵と伏  
 け。乱を治る。咒法ある。賢僧とれ。修す。ろく。強  
 け得。世に流あり。これ佛典と。天服。神帰。龍  
 帰。鬼降る。鏡をり。或ろその流あは。何とての  
 冥府幽地とて。る。實はあは。ろく。や。ろく。強の有を。



司車

僧者れ徳よあり

十二日。小乗と。神と。と。い。め。沙。汰。り。も。怪。ん。に

大乘の。高地。は。知。る。貴。で。菩。薩。と。ん。吾。國。と。神。國

にて。佛。れ。中。の。神。と。菩薩の初と修し。末よ。ま。く。佛。と。成。神。あり。花。嚴。經。に。主。夜。神。の。め。か。し。是。と。未。滿。神。と。い。ふ。

乃。神。の。神。有。素。化。の。神。あり。佛。甚。薩。に。垂。跡。あり。小。乘。と。も。の。國。れ。理。し。と。ん。

と。も。大。乘。と。學。び。も。の。と。ら。神。明。は。あ。つ。と。ん

十三日。大乘に。勝。と。る。方。便。あり。念。佛。淨。土。密。咒。を。

真。言 罪。は。消。し。大。乘。妙。經。の。樂。と。あ。つ。つ。説。法。の。ふ。

お。後。そ。ら。ふ。き。け。ど。罪。は。加。る。に。似。と。り。實。ふ。お。も。い。え。

地徳

天公

す。と。も。る。罪。と。し。る。念。願。は。因。縁。業。く。引。く。は。ひ。ず

悪。と。あ。つ。つ。め。善。は。れ。と。あ。つ。入。は。義。智。れ。道。は。終

し。ある。悪。人。と。と。れ。は。何。と。ぞ。れ。ど。善。小。入。り。と。ん。痛

む。と。も。れ。は。妄。よ。や。と。の。べ。七。佛。れ。大。道。と。も。つ。と。む

十四日。辰。且。の。大。徳。佛。經。と。釈。す。る。に。と。れ。り。と。理。解

と。て。正。辨。と。あ。つ。て。寓。言。と。し。る。あ。り。佛。と。聖。が。中。れ

聖。あり。何。ぞ。虚。誕。と。や。の。む。又。神。が。中。れ。神。と。り。造。り

お。と。ら。は。あ。り。事。れ。佛。説。と。ま。実。れ。中。乃。真。を。り。

事。と。と。く。に。事。の。と。と。く。あ。ら。は。い。と。う。と。ま。り。に。理。解



時水

まるくなら。すかたら。毒くねり  
 十五曰。外道げだう地獄ぢごくの洗せん返へんとらう。と社しゃと方便ほうべんの鏡きやう  
 とらう。まう。方便ほうべんれ名目なめくとはるまて。たらう。洗せん返へん返へん  
 に有ありとれ。同おなあ。らう。は。備びゆも。右みぎ子こ同おなじき  
けん見けん亦おつありて。あ。らう。汝なんぞ。梵ぼん学がくふ。う。と。れ。や。  
 社しゃの方便ほうべんれ。目めい。小こより。大おほく。ゆき。大おほく。佛ぶつ子しゆく。  
 社しゃの階かゝ級きゆうと。す。れ。名なあり。無む法ぽう作さくと。耶やと。者しやと。せ。ば。  
 志しと。い。と。れ。備びや。う。う。の。を。り。志しと。い。と。れ。別べつ人にんと。あ。ら。う。む。  
 小こあ。ら。う。ば。や。と。一いつ。或あると。備びと。欺あやむく。れ。洗せん返へんと。ら。う。む。と。れ。も。

品籠

神鬼も。何ぞ。是と。き。び。て。聖せい主しゆ世せ尊そん統とうと。い。め。む。や  
 十六曰。辰且しんと。宗しゆあり。推古帝時日本といひまはる。宗といふは宗のつれをりあり。宗しゆと。い。ふ。  
 つ。よ。い。と。れ。執しやくする。あ。ら。う。統とうと。ら。う。義ぎ理りの。あ。ら。う。統とう  
 極きやくと。ら。う。統とうと。ら。う。自じと。代だいと。あ。ら。う。び。ま。ら。う。あ。ら。う。む。  
 宗しゆと。い。ふ。宗しゆと。い。ふ。宗しゆと。い。ふ。宗しゆと。い。ふ。宗しゆと。い。ふ。宗しゆと。い。ふ。  
 生せいと。て。お。の。れ。と。食しょくと。い。ふ。又また。兩りゆう虎こと。幸しやくに。似にと。り。又また。  
 小こと。ら。う。む。て。傍たうの。狐こと。い。ふ。食しょくと。れ。る。又また。檀だん越えつと。い。ふ。闘たう  
 志しと。い。ふ。志しと。い。ふ。志しと。い。ふ。志しと。い。ふ。志しと。い。ふ。志しと。い。ふ。  
 王わう政せいと。い。ふ。王わう政せいと。い。ふ。王わう政せいと。い。ふ。王わう政せいと。い。ふ。王わう政せいと。い。ふ。



十七日 佛ハ伏羲

伏羲の先代聖人なり是  
中事を後述ふとの事也

老孔ヲ祀ス 廣弘明  
集清淨

法經經云  
列子孔子ある方に聖人  
ありとの法を述ふる事也

老孔ハ西の方れ事との法へ

西昇經吾師化  
て天を遊と云ふ

志ハ佛ハ儒ハ

志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ

志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ

志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ

志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ

志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ

志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ

志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ志ハ佛ハ儒ハ

附言

勅小曰く朕幼弱故もて。後大綱を継ぐ。爾来何故  
以て萬國ヲ對之。列祖に事へなむ。躬夕恐懼  
堪ばらざる。朕よりに百官諸侯と度く相推す。列祖  
純御偉業を継述し。一身に艱難辛苦を問ふ。親ら  
四方を經營し。汝億兆を安撫し。遂に千里の波濤を  
拓開し。國威を四方に宣布し。天下は富岳に安きに  
置む。汝欲に。朕一度は汝を非常に驚かした。朕が  
志しを汝に告げし。汝億兆よく朕が志しを體認し。相







此二書多。天地開る時より生れ神は。天之御中至尊と  
 して。天主所造れ天地中に生るるは。美事とあり。彼  
 天主は所屬とあり。然るに敬神愛國の勅言違ふ  
 多。神國中にもあるに似るべし。若此大本紀小伝は  
 天地未開先神二代。次尔正一の天地と并れ神俱生。  
 獨化各七代中の第四代九天中の身五重天。此兄等はは男形。弟等は  
 女相創り成る。然るに彼より始る男女は産するに  
 漸くは身三代の神小つれ。故尔吾元祖神より  
 見れば。彦神とあり。然るは尚一は彼を稱して。天神

の部入るとあり。再往は是六地中此位あり。いに  
 せをれば。彼の創世記に曰く。首日尔上帝天主創る天地と  
 造る。其地虚曠也。淵滄海。晦冥也。此は冥は晦冥といふ  
 故尔知悉九天乃光潔より。六地は冥はあり。又上帝曰  
 照育水面といは。是我六海の一也。又曰。即光其光為晝。其  
 暗為夜。有朝有夕と。是九天は光と。六地乃冥也。二日尔  
 上下水相と。六海の異なり。三日尔陸地為壤。謂  
 水匯為海。其地生草。四日に分晝夜。令三光麗天。五  
 日尔造水中魚類。六日尔造六畜昆虫走獸等といふは。



吾地神は神用あして。文已小晦冥のふ。九下光際乃  
所任にあふ。隱山のふ経中も。六地已下は神をいふ。  
を身七代乃属と稱る。敬神愛國法。勅意正々成に。  
然る三紀を略し伝ふ。彼が耻らしめば更むりい。志うに  
此大紀の選用とべき旨はも。萬國卓立は。勅意満足  
乃一助に成むことを。花頂は神阿士。二十五年の勉強  
なもて。大紀の徳を顕し。且東京は遠きも。月あふべし。  
文部省官は彼印を垂給ふ事。傳聞乃有志。むら  
尊候し感称は云々。予も亦此溝説とす。今は

盛業は見多極む。甚小堪は。けしや上元復古は時。  
王政一新の天運を開き給ふ。折しも。聖徳皇太子は  
遠忌に中。あは。神武帝復古の憲法。儒武のふあは  
隠及き。二百二十年來は廢は興し。千有餘年乃神  
秘と顯は事。一新法を運といふ。天皇の擁護とや  
いふ。聖皇太子は冥加あらむ。方今未曾有一新乃  
大活眼。萬國拓開の威勢を輝し給ふ事。此官印に懸知  
一奉ふ。神武帝は神靈ふらむ。何を以ての  
は盛業にふらむ。その候む。狭き袂に包み給ふは。



殊<sup>レ</sup>と此報國の<sup>レ</sup>めに。身命を<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>るべきは時運あり。  
祚<sup>レ</sup>ぐ<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>い上天欣求<sup>レ</sup>れ<sup>レ</sup>足<sup>レ</sup>身。お<sup>レ</sup>れ<sup>レ</sup>意<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>結<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>ら  
競<sup>レ</sup>ひて 勅意<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>励<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>し。指<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>りて 龍顏  
は<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>待<sup>レ</sup>望<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>や。げ<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>關<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>倅  
も<sup>レ</sup>好<sup>レ</sup>む。務<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>道<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>亦<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>め<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>ぬ<sup>レ</sup>癡<sup>レ</sup>言<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>志<sup>レ</sup>  
あ<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>ん<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>解<sup>レ</sup>

壬申六月天赦日南都東大寺四聖坊

紫磨黄金院

僧正義海謹誌



附

羣書一覽一

此書の題の如く、書名卷數等知らしむる書肆の急用  
にして、義子於て正依するものあり、或は、綴者惑ふま

義俊曰。大舊事紀。潮音の偽作ありと云ふ。此と。さふい

何<sup>レ</sup>ん<sup>レ</sup>。楠氏此大紀<sup>三十</sup>と見。その中<sup>小別</sup>と未<sup>然</sup>本紀

採用<sup>む</sup>て。大軍と策<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>。太平記<sup>後醍醐帝山門に在せし時  
山僧四五輩に命じて絶</sup>

ふ。ふ<sup>め</sup>出<sup>り</sup>。又軍旅本紀を用ひて。武威<sup>は</sup>異邦<sup>を</sup>稱<sup>せ</sup>せ<sup>し</sup>は。

是<sup>を</sup>賢息正行<sup>子</sup>遺属<sup>せ</sup>せ<sup>し</sup>ま<sup>す</sup>。楠氏七卷傳<sup>子</sup>

紀<sup>に</sup>。所謂<sup>す</sup>楠公と元弘年間の人<sup>ふ</sup>して。延宝<sup>に</sup>潮音<sup>ふ</sup>

先立<sup>ま</sup>す。四百年<sup>を</sup>も<sup>つ</sup>べ。其四百年後の人<sup>は</sup>偽造<sup>と</sup>い<sup>ふ</sup>

ぶ<sup>べ</sup>。又皇太子<sup>は</sup>題<sup>い</sup>。先代舊事紀<sup>を</sup>り。大成經<sup>は</sup>



名い。太子薨後。應儀勅許あり。又推古帝廿八年。聖德

皇太子奉勅。修あまほば。官ふい。天皇と始奉。聖皇

太子。馬子御食子。川勝鎌兄。六家記録司。日本紀よ一書曰と六ッあり又古事記

の序より同紀と又僧ふい。惠慈。豐國。儒よい。學智等。衆議は

つふ是をり、五憲法の序ふも、あつぐ扱よ。各家草稿の本矣にして。往

往。聖皇曰。又天皇詔曰。等や記せるに。獨製よ記せる

的證なり。應知。一首半句の詩文も、草行敷なふ及なり、况や百四十卷の廣博をんぞ草稿をうむ清ふ真情はひも多し

然るに入鹿の乱り。燒盡はつゝのい。此諸家の草稿は

知ざるをたさるべし。日本紀廿四卷曰。蘇我大臣蝦夷等。臨誅悉燒天皇紀及國紀珍寶。船惠尺即疾取。所燒殘國紀而奉中。大兄文是故

百四十卷而今所流布者。只七十二卷、蓋纂疏所燒殘。呈者指寫具。別記例せば。秦始皇帝。天下の儒典と

燒盡せるも。今現り。諸國小充滿も。今此

大部現本と。野山按察本。由緒別記。鷓鴣本。長野本等。れ三古異

本あり。其年代知まざる古本。或い元和。宝曆。天明の寫本。

刺本。潮音鷓鴣本となくして長野按察の二本校合せり。若十六卷ハ天神地神并高妙山等の造作する所。此相とあつゝは。同古。同三書小畧する所あり。方今の

大急務卷數區々あり。又紺紙金泥等。諸本。諸山神社小秘

傳せること。枚舉も。且延宝の燒滅も。偏學獨を。執政

に私せむ也。武權小。憐るも。所為にして。根本神書と。因

にる過。一新す。べき。方。今。天。運。復。古。の。神。威。は。

万國小。振起。勤王護法の至要。天下。れ。有。目。熟。覽。一。後

い。但。後。人。れ。潤。色。と。真。偽。と。の。論。小。至。て。い。古。書。異。見







選舉するまじ能ざるの事あるべし。全書とて偽として。國  
室の古色。根本草稿と因よるいふふもや。清ふ勤よや  
神孫。近來衆議して。そを室を成取とらふ。後人の言はら  
かくれぬ。況や千年に古色。神事の故典。何ぞ熟覽  
せざるべし。何ぞ勉強せざるべき。 神阿謹評

拙堂文話

齋藤記

本朝文章以上宮太子憲法十七條為最古憲法  
之成在。推古天皇十二年實當隋文帝之末年  
故其文有漢魏遺風矣。文此言可謂至當哉。

官許

明治五壬申年五月

華頂勸學院藏

製本所 大高氏  
弘通所 澤田氏



